

2016・12・20

社説

子の引き渡し

離婚した夫婦の間で子どもの奪い合いが起きたらどう、引き渡しはどうあるべきか、ルール化に向けて国の法制審議会が議論を始めた。何より、子どもの苦しみを増やさない議論を広くしてほしい。

がないため対応はまちまちだ。

法制審で検討される子どもの引

離婚した夫婦が子どもの親権をめぐって争い、家裁が親権者や監護権者を確定した後も、親権者でない親が同居している子どもを引き渡さない場合がある。解決が進まないと親権者側が裁判所に「強制執行」を申し立て、

裁判所の職員が子どもを引き取りにいく

ことになるが、現場で親ともめることが少なくない。昨年、裁判に勝つて強制執行を申し立てられた九十七件のうち、子どもが引き渡されたのは二十七件のみだった。執行の際には、同居する親の家で、親が一緒にいるときに行つなど、無理な引き離しにならないための一定の配慮がされてきたが、子どもの引き渡しに関する明確な規定

き渡しイメージは①裁判決定に反して子の引き渡しに応じない場合は制裁金を科す②それでも応じない場合は裁判所が子どもを引き取りに行くべーという二段構えだ。こうしたルール化の背景にある

連れ去りを止まぬよう

い。家裁に面会交流を求める調停の申し立てる

ては十年間で三倍に増え、一万件を超えた。

離婚後も双方が親権者となり、同居できない親も子どもとの交流を保てるなら、子どもの奪い合いはしないだろう。子どもの引き渡しまつても応じない場合にまずは裁判金を科し、それでも応じない場合に強制執行へと移すのは、ハグ条約に準じた方法である。

条約の基本にあるのは、子どもの心身への悪影響を避けるために連れ去りを防ぎ、離婚後も夫婦が共に子どもの成長にかかわることへの配慮である。

日本はどうか。離婚した夫婦は

共同で親権を持つことができないため、離婚前から子どもを連れて家を出て、親権争いに備えた既成事実化を図る例が少くない。

子どもと暮らせない親が子どもとの面会を求めても親権者側が応じないケースも多い。

離婚後も双方が親権者となり、同居できない親も子どもとの交流を保てるなら、子どもの奪い合いはしないだろう。子どもの引き渡しまつても応じない場合にまずは裁判金を科し、それでも応じない場合に強制執行へと移すのは、ハグ条約に準じた方法である。